

Ⅰ はじめに

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、これを公表することが義務付けられています。また、同条第 2 項の規定に基づき、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

本報告書は、同法に基づき、令和 3 年度における点検・評価の結果を報告するものです。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検・評価の目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、全ての都道府県、市町村等に設置されている行政委員会です。その役割は、様々な属性をもった複数の委員による合議により、専門的な行政職員で構成される事務局を指揮監督し、中立的な意思決定を行うこととされています。

点検・評価は、効果的な教育行政の推進に資するものであり、また、市民への説明責任を果たし、信頼性の向上を図ることを目的として行うものです。

(3) 点検・評価の対象とする事務

本市では、教育の充実に向けた基本的な方向性を定める指針として、「第 3 期未来をつくる堺教育プラン（令和 3 年度～令和 7 年度）」を策定しました。本報告書では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務事業のうち、同プランに掲げた施策の効果的かつ着実な推進のために、5 年間で取り組む主な事業を対象とし、点検・評価を行いました。

(4) 点検・評価に当たって

点検・評価に当たっては、各事業の令和3年度における取組、成果、課題等の検証をふまえ、令和4年度の方向性や対応を示しています。

また、学識経験者に全事業のヒアリングを実施し、指導及び助言を求め、施策・事業の評価並びに点検・評価のあり方及び実施手法について講評をいただきました。

●ヒアリング日程

日時		事業数	事業担当課数
第1回 令和4年5月13日	午後2時から午後5時まで	15事業	6課
第2回 令和4年5月17日	午前9時から午前12時まで	15事業	4課
第3回 令和4年5月18日	午前9時から午前12時まで	10事業	6課

●学識経験者

森田 英嗣 氏（大阪教育大学 大学院連合教職実践研究科 教授）

葛西 耕介 氏（愛知県立大学 教育福祉学部 准教授）